



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表

平成28年9月1日

担	雇用環境・均等室
	室長 周藤 明美
当	室長補佐 津森 美紀
	TEL 0852-31-1161

「改正育児・介護休業法等説明会」の開催並びに「ハラスメント対応特別相談窓口」の設置について

～「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」事業～

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女労働者が離職することなく働き続けることができるよう雇用環境を整備するために『育児・介護休業法』及び『男女雇用機会均等法』が改正され（以下『改正法』という。）、平成29年1月1日から施行されます。

特に、改正法においては、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられることから、本措置の必要性及び義務付けられる内容について理解を深めるため、厚生労働省では、平成28年9月1日から12月31日までの期間、『全国マタハラ未然防止対策キャラバン』として集中的に周知活動を実施します。

島根労働局（局長 あさのしげみつ 浅野茂充）では、本期間中に、事業主が早期に就業規則等の整備及びハラスメント防止措置の構築を行うことができるよう、説明会を下記1のとおり開催し、また、ハラスメント対応特別相談窓口を下記2のとおり設置します。

記

1 「改正育児・介護休業法等説明会」の開催

（1）日時・場所

- ① 平成28年10月26日(水) 松江会場 9:30～12:30, 13:30～16:30
くにびきメッセ(松江市学園南1-2-1)
- ② 平成28年10月27日(木) 出雲会場 9:30～12:30, 13:30～16:30
出雲市民会館(出雲市塩冶有原町2-15)
- ③ 平成28年10月31日(月) 浜田会場 13:00～16:00
浜田市総合福祉センター(浜田市野原町859-1)
- ④ 平成28年11月 1日(火) 益田会場 13:00～16:00
益田市人権センターあすなろ館(益田市須子町3-1)

(2) 対象者 島根県内の事業主、労働者、事業主団体、労働組合等

(3) 内容

① 改正育児・介護休業法及び法に沿った規定整備について

② 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策について ほか

(4) 説明会終了後、個別相談をお受けします。

2 「ハラスメント対応特別相談窓口」の設置

(1) 開設場所・開設時間

場所：島根労働局雇用環境・均等室内

(松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5階)

電話：0852-31-1161

時間：キャラバン期間中の月曜日～金曜日（年末、祝祭日は除く）の

午前8時30分～午後5時15分

(2) 内容

○ 妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントについての相談

○ 現行の男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されている妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いについての相談

* 女性労働者だけでなく、男性労働者、事業主からの相談も受け付けます。

* 職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに関する相談も受け付けます。

- 資料
- 1 改正育児・介護休業等に関するリーフレット
 - 2 本説明会のご案内リーフレット
 - 3 ハラスメント対応特別相談窓口開設に関するリーフレット